

岩手県告示第340号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構を次のとおり指定した。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 農業委員会ネットワーク機構の名称 岩手県農業会議
- 2 農業委員会ネットワーク機構の住所 盛岡市菜園一丁目4番10号
- 3 農業委員会ネットワーク機構の事務所の所在地 盛岡市菜園一丁目4番10号